2024 年 10 月

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

外国為替取引に関するお客さまへのお願い
（外為関連法規制のご確認について）

平素より千葉銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当行は、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」）、犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び米国 OFAC 規制等の各国関連法規制を遵守するとともに、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器等（核・化学・生物兵器等）の拡散に対する資金供与（いわゆる「拡散金融」）及びその他経済制裁違反防止に向けた取組みを行っております。

つきましては、**外国為替取引をご依頼の際は、下記の《主な規制対象取引》に記載した外為法や米国OFAC規制等の各国関連法規制の対象取引に該当しないこと（もしくは当局による許可・承認を受けていること）等をご確認のうえ、お手続きを行っていただくようお願い申し上げます。**

また、お取引の目的、送金原資、送金の相手方とのご関係、資金のお使いみちなどを厳正に確認するため、ご説明や確認資料のご提示をお願いしております。当行が依頼したご説明や確認資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明や確認資料のご提示をいただいても、当行が必要とする内容の確認に足る情報が得られないと判断した場合にはお取引をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

お客さまには大変お手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

記

《主な規制対象取引》

１．外為法に基づく規制

（１）経済制裁対象者関連の規制

タリバーン関係者等、テロリスト等、クリミア「併合」またはウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者及びロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者などを依頼人または受取人とする取引等

※外為法の経済制裁措置及び対象者は、随時更新されております。

最新の内容は、以下の URL または右の二次元コードより、財務省のホームページをご確認ください。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

（２）特定国（地域）に係る支払規制（支払の原則禁止措置）

①北朝鮮に住所・居所を有する個人、主たる事務所を有する法人・団体に対する支払

②北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体の外国にある支店・出張所・事務所に対する支払

③上記①により実質的に支配されている法人・団体に対する支払

（３）特定の目的に係る支払等の規制（資金使途規制）

①北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの

②イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの

（４）特定の取引等に係る支払等の規制（貿易に関する支払規制）

【北朝鮮関連】

①北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入

②北朝鮮を原産地、船積地域または仕向地とする貨物の仲介貿易

③北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引または金融サービス等

【イラン関連】

④イラン関係者（イラン政府、イラン国籍の非居住者またはイラン法令に基づき設立された法人等）による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式または持分の取得等（対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式または持分の譲渡を含む。）

【ロシア・ベラルーシ関連】

⑤後記「２．外為法に基づくウクライナ情勢をめぐる措置」参照

（５）対外直接投資規制

居住者が他の居住者または非居住者と共同して設立する組合その他の団体（外為省令第 21 条に定める対外直接投資の事前届出業種に該当する事業※を行うものに限る）による外国における事業活動に充てるための支払

※漁業、皮革または皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業及び麻薬等の製造業

２．外為法に基づくウクライナ情勢をめぐる措置

※各国関連法規制等により、ロシア・ベラルーシ等に関連するお取引は受付できない場合がございます。

（１）特定の個人・団体に対する資産凍結等の措置

①資産凍結等の措置の対象となるロシア及びベラルーシの団体(ロシア中央銀行及びロシア連邦国民福祉基金を除く)及び当該団体により株式の総数または出資の総額の 50%以上を直接所有されている団体への支払等

②資産凍結等の措置の対象となるロシア及びベラルーシの銀行を経由する仕向・被仕向送金

（２）ロシアの特定銀行、ロシア政府等による証券の発行等の禁止措置

①ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得または譲渡

②ロシア政府等その他政府機関等による本邦における証券の発行または募集

③ロシアの特定銀行（当該銀行により株式総数または出資総額の 50/100 以上を直接に所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く）を含む）による本邦における証券の発行または募集

④上記②及び③に掲げる発行または募集のための労務または便益の提供

（３）特定品目の輸出入、特定団体への輸出の禁止措置（以下は規制の一部を記載しています）

①ウクライナ（ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）を原産地または仕向地とする場合に限る）との輸出入を禁止する措置

②ロシア及びベラルーシとの間の特定品目の輸出、特定団体への輸出禁止措置

（４）特定技術の提供、特定団体への技術提供、ロシア向け特定サービスの提供の禁止措置

①ロシア及びベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供

②ロシア・ベラルーシ及び第三国の特定団体に対する技術の提供

③ロシアの居住者等に対する信託業に係る労務または便益の提供

④ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築・エンジニアリングに係る労務または便益の提供

（５）ロシアに対する対外直接投資の禁止措置

①ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資

②ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資

※出資比率が 10%以上の外国法人に対するものなど、外国法人等と永続的な経済関係を樹立するために行われる証券の取得、金銭の貸付、支店・工場等の設置・拡張に係る資金の支払いが対外直接投資規制の対象。また、居住者が非居住者と共同設立する組合その他の団体への上記①及び②に相当する支払についても規制対象

（６）ロシア産原油等の輸入等に係る措置

上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油及び石油製品の購入または輸送に関連する金銭の貸付及び債務の保証に係る支払等

※ウクライナ情勢をめぐる措置は、随時更新されております。
最新の内容は、以下の URL または右の二次元コードより、
財務省・経済産業省のホームページをご確認ください。

財務省　経済産業省

（財務省）
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html
（経済産業省）
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

３．米国 OFAC 規制

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体等について、取引禁止や資産凍結等の措置（以下、「OFAC 規制」）を講じています。OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。また、本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまのお取引が OFAC 規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

【OFAC 規制による禁止取引】

（１）以下の①②いずれかに該当する米ドル建の取引
①取引の関係者※1の所在地・関係国・関係地※2等にイラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている場合
②米国政府により特定されているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等が関与する取引
※１　取引の関係者：送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行、船会社、航空会社、輸送船、航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等
※２　関係地：原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等
（２）上記（1）の①②いずれかに該当し、かつ以下に該当する取引
米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与する取引

※OFAC 規制の詳細については、以下の URL または右の二次元コードより、
アメリカ合衆国財務省のホームページ（英文）をご確認ください。
https://ofac.treasury.gov

なお、お取引の受付後であっても OFAC 規制に該当するおそれがある場合には、当行によりお取引内容の確認をさせていただき、その結果によっては当行の判断により、当該お取引の中止または取消等を行うことがあります。また、お取引内容の確認について、別途米国金融機関が独自の調査を実施する可能性がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結等の措置が講じられた場合、取引の代わり金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべき対応をしていただく必要がございますので、あらかじめご了承ください。

以　上